

平成26年度全国高等学校総合体育大会 東京都実行委員会会則

(名称)

第1条 この会は、平成26年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(趣旨)

第2条 この会則は、実行委員会の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第3条 実行委員会は、平成26年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）を運営することを目的とする。

(事業)

第4条 実行委員会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な総合企画に関すること。
- (2) 総合開会式に関すること。
- (3) 競技種目別大会に関すること。
- (4) 大会運営に関する経費に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大会の運営に関すること。

(組織)

第5条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、東京都教育委員会教育長をもって充てる。
- 3 委員は、大会の開催に係る機関及び団体の役員等のうちから会長が委嘱する。

(役員)

第6条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名程度
 - (3) 常任委員 6名程度
 - (4) 監事 2名程度
- 2 副会長及び常任委員は、実行委員会の会議で承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
 - 3 監事は、実行委員会の会議で承認を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第10条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員の任期は、実行委員会の目的が達成され解散するときまでとする。ただし、会長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

- 2 委員が委嘱時の所属機関又は団体等の役職を離れたときは、その役職の後任者が委員を務めるものとする。

(会議)

第9条 実行委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第10条 実行委員会に常任委員会を置く。

- 2 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 3 常任委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が召集する。
- 5 委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 実行委員会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任事項に関すること。
 - (3) 生徒実践委員会の設置に関すること。
 - (4) 実行委員会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (5) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第3項及び第4項の規定は、常任委員会について準用する。

(専門委員会)

- 第11条 実行委員会に、運営上必要があるときは、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会は、会長が委嘱した委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査審議し、決定する。
なお、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 4 前条第4項から第6項までの規定は、専門委員会にこれを準用する。
- 5 前4項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(生徒実践委員会)

- 第12条 実行委員会に、運営上必要があるときは、生徒実践委員会を置くことができる。
- 2 生徒実践委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(総合開会式運営本部及び競技大会運営本部)

- 第13条 総合開会式及び東京都開催の競技大会を円滑に運営するため、総合開会式運営本部及び競技大会運営本部を設置する。
- 2 総合開会式運営本部及び競技大会運営本部の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、常任委員会を招集するいとまがないとき、又は実行委員会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の実行委員会に報告し、承認を求めなければならない。

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、東京都教育庁指導部内に事務局を置く。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第17条 実行委員会の収支予算は、実行委員会の議決で決め、収支決算は、監事の監査を経て実行委員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

- 第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 実行委員会は、第3条に規定する目的が達成されたとき、実行委員会の決議を経て解散するものとする。

附 則

この会則は、平成24年5月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年2月4日から施行する。